

※使用料を改定する部分は色がついております。

産業文化会館

改定後					改定前					
●ホール、化粧室					●ホール、化粧室、会議室、創作室					
利用区分			使用料（円）		利用区分			利用料金（円）		
ホール	入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収しない場合及び最高額が2,000円未満の額の入場料を徴収する場合	午前	平日	日曜日	午前	平日	日曜日	土曜日	休日	
				土曜日						午後
		午後	休日	夜間	1日	超過1時間	平日	日曜日	土曜日	
		24,000	31,200							24,000
		33,600	43,600	33,600	43,600					
	40,300	52,400	40,300	52,400						
	78,200	101,700	78,200	101,700						
	12,000	15,600	12,000	15,600						
	最高額が2,000円以上の額の入場料を徴収する場合	午前	平日	日曜日	午前	平日	日曜日	土曜日	休日	休日
				土曜日						
午後		休日	夜間	1日	超過1時間	平日	日曜日	土曜日	休日	
31,200		40,500								31,200
43,600		56,700	43,600	56,700						
52,400	68,100	52,400	68,100							
101,700	132,200	101,700	132,200							
15,600	20,200	15,600	20,200							
第1化粧室	午前			1,380	第1化粧室	午前			1,380	
	午後			1,960		午後			1,960	
	夜間			2,310		夜間			2,310	
	1日			4,510		1日			4,510	
	超過1時間			690		超過1時間			690	
第2化粧室	午前			920	第2化粧室	午前			920	
	午後			1,270		午後			1,270	
	夜間			1,500		夜間			1,500	
	1日			2,930		1日			2,930	
	超過1時間			460		超過1時間			460	
第3化粧室	午前			920	第3化粧室	午前			920	
	午後			1,270		午後			1,270	

※使用料を改定する部分は色がついております。

	夜間	1,500
	1日	2,930
	超過1時間	460
第4化粧室	午前	3,340
	午後	4,730
	夜間	5,650
	1日	11,000
	超過1時間	1,670

	夜間	1,500
	1日	2,930
	超過1時間	460
第4化粧室	午前	3,340
	午後	4,730
	夜間	5,650
	1日	11,000
	超過1時間	1,670
第1会議室	午前	950
	午後	1,330
	夜間	1,580
	1日	3,280
第2会議室	午前	1,560
	午後	2,190
	夜間	2,630
	1日	5,430
第3会議室	午前	950
	午後	1,330
	夜間	1,580
	1日	3,280
創作室	午前	1,260
	午後	1,770
	夜間	2,100
	1日	4,360

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分まで、1日とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 超過1時間とは、市長が施設の利用について準備作業、撤去作業その他の特別の理由があり、かつ、管理上支障がないと認めて1時間を単位に許可を

備考

- 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、昼間とは午前9時から午後5時まで、夜間とは午後5時30分から午後9時30分まで、1日とは午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 超過1時間とは、指定管理者が施設等の利用について準備作業、撤去作業その他の特別の理由があり、かつ、管理上支障がないと認めて1時間を単位

※使用料を改定する部分は色がついております。

- した場合の当該許可に係る1時間をいう。
- 3 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。
 - 4 平日とは、月曜日から金曜日まで（次項に規定する休日を除く。）をいう。
 - 5 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
 - 6 この表において入場料とは、入場料、会費等名称のいかんを問わず、利用者が徴収するものをいい、その額が2種類以上定められているときは、その最高額をいう。
 - 7 ホール及び化粧室を準備又は練習のために利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の70を乗じて得た額とする。
 - 8 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額（前2項に規定する場合にあっては、それぞれ前2項の規定により計算して得た額）に100分の150を乗じて得た額とする。
 - 9 施設の利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合は、この表に規定する使用料のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収する。
 - 10 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

●会議室、創作室

利用区分	使用料（1時間当たり）（円）
第1会議室	170
第2会議室	520
第3会議室	170
創作室	500

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 利用時間には、当該利用の準備及び後片付けの時間を含む。

- に許可をした場合の当該許可に係る1時間をいう。
- 3 利用時間には、使用準備及び後片付けの時間を含む。
 - 4 平日とは、月曜日から金曜日まで（次項に規定する休日を除く。）をいう。
 - 5 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
 - 6 本表において入場料とは、入場料、会費等名称のいかんを問わず、利用権利者が徴収するものをいい、その額が2種類以上定められているときは、その最高額をいう。
 - 7 ホール及び化粧室を準備又は練習のために利用する場合のこれらの施設の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の70を乗じた額とする。
 - 8 酒食を伴う利用は、会議室においてのみすることができる。この場合において、会議室の利用料金は、規定の利用料金の額に100分の150を乗じた額とする。
 - 9 利用権利者の住所（法人にあってはその所在地）が市外の場合の利用料金は、規定の利用料金（前2項に規定する場合にあっては、それぞれ前2項の規定により計算して得た額）に100分の150を乗じた額とする。
 - 10 施設の利用について特別に電気、ガス又は水を使用した場合は、規定の利用料金のほかに、それぞれこれらの実費相当額を徴収する。
 - 11 利用料金の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

※使用料を改定する部分は色がついております。

- 3 酒食を伴う利用は、会議室においてのみすることができる。この場合において、会議室の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 利用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外の場合の使用料は、この表に規定する使用料の額（前項に規定する場合にあっては、同項の規定により計算して得た額）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 5 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

●ギャラリー

区分	入館料（円）
一般	300
小学校及び中学校の児童・生徒	100

●ギャラリー

区分	利用料金（円）
一般	300
小学校及び中学校の児童・生徒	100